

## 佐原税務署で 確定申告書作成会場を設置



佐原税務署では次のとおり  
確定申告書作成会場を設置し  
ます。

■期間 2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)

■時間 9時～17時 受付8時30分

※会場が混雑している場合は  
受け付けを早めに締め切るこ  
とがありますので、なるべく  
早めにお越しください

※2月15日(月)以前は税理士に  
よる無料申告相談、所得税・  
事業税・住民税の申告相談を  
利用ください

復興特別所得税の計算を  
お忘れなく

平成25年分から平成49年分  
まで復興特別所得税(原則と  
して各年分の所得税額の2.  
1%)を所得税と合わせて申  
告・納付することになります。  
給与所得者は、平成25年1月  
1日以降に支払いを受ける給  
与などから復興特別所得税が  
源泉徴収されています。

年金所得者の  
確定申告不要制度

公的年金などの収入金額が  
400万円以下で、かつ公的  
年金などに関する雑所得以外

閩佐原税務署  
税務課  
☎(54)1331  
☎(50)1242

の所得金額が20万円以下であ  
る場合には、所得税の確定申  
告は必要ありません。ただし、  
住民税の申告が必要な場合も  
あります。

所得税の確定申告を  
しなければならぬ人  
■事業所得や不動産所得など  
がある人  
所得金額の合計額から所得  
控除の合計額を差し引き、そ  
の金額に基づいて計算した税  
額から配当控除額を差し引い  
て、残額のある人です。

■給与所得があり次に該当す  
る人  
◇給与の収入金額が20000  
万円を超える人  
◇給与を1カ所から受けてお  
り、給与所得以外の所得金額  
の合計額が20万円を超える人  
◇給与を2カ所以上から受け  
ており、年末調整をされな  
かった給与収入と給与所得以  
外の所得金額の合計額が20万  
円を超える人など

事業所得者などの記帳義務  
平成26年1月から個人で事  
業所得(農業含む)、不動産所  
得などがある人は、記帳およ  
び原始記録などの保存をする  
必要があります。白色申告の  
人、金額が少額で確定申告を  
しない人も記帳などの義務が  
ありますので、ご注意ください。  
※確定申告書は自宅のパソコン  
で国税庁ホームページの  
「確定申告書作成コーナー」  
から作成することができます。  
また、「公的個人認証サービ  
ス」に基づく電子証明書を取  
得している人は同コーナーか  
ら作成および送信することが  
できます(e-Tax)

## 確定申告無料相談会を開催

閩佐原税務署 ☎(54)1331  
税務課 ☎(50)1242

### ■税理士による無料申告相談

期 日	場 所	時 間
2月1日(月)	市役所5階大会議室	9時30分～正午、
2月3日(火)・ 4日(水)	小見川市民センター 「いぶき館」3階304研修室	13時～15時30分

### ■所得税・事業税・住民税の申告相談

期 日	場 所	時 間
2月2日(火)	市役所5階大会議室	9時30分～正午、
2月5日(金)	小見川市民センター 「いぶき館」3階304研修室	13時～15時30分

## 利根川堤防の共同点検を実施



閩総務課 ☎(50)1201

9月の関東・東北豪雨を受け、11月16日に国土交通  
省利根川下流河川事務所は、「避難を促す緊急行動」の  
取り組みの一つとして、洪水に対するリスクの高い区間  
の点検を行いました。

水の郷さわら水辺交流センター付近利根川堤防の点検  
を、地域住民と行政機関共同により実施し、参加者から  
は「参考になった」「参加してよかった」などの声があ  
りました。

国土交通省利根川下流河川事務所では、こうした取り  
組みを行い、市民の皆さんと情報などを共有することに  
より水害に備えています。自治会で共同点検の希望があ  
る場合は、総務課まで問い合わせください。

また、国土交通省では各市町村の洪水、内水、土砂災  
害などのハザードマップが検索・閲覧できる「国土交通  
省ハザードマップポータルサイト」を開設しています。

☎ <http://disaportal.gsi.go.jp/>

## 個人住民税における 公的年金からの 特別徴収制度の見直し

閩税務課 ☎(50)1242

年金支払額や所得控除の変  
化により、年税額が前年度の  
額から大きく変わった場合に  
は、これまで本徴収(10月、  
12月、翌年2月)と仮徴収(4

月、6月、8月)の税額に差  
が生じていました。その上、  
翌年度以降も本徴収税額と仮  
徴収税額に不均衡が生じる状  
態が続いていました。

このような本徴収税額と仮  
徴収税額の乖離を解消し、年  
税額を納期ごとに平準化する  
ため次のとおり仮徴収税額の  
計算方法を改正します。なお、  
この改正により新たな税負担  
が生じることはありません。

### 仮徴収税額の算定方法の 見直し

年間の徴収税額の平準化を  
図るため、仮徴収税額は「前  
年度分の公的年金等に係る所  
得割額と均等割額の合算額  
(年税額)の2分の1に相当  
する額」となりました。

■適用時期 10月1日以後に  
実施する特別徴収から適用  
(改正後の計算方法により仮  
徴収が行われるのは、平成29  
年度からです)。  
■適用時期 10月1日以後に  
実施する特別徴収から適用  
実施する特別徴収から適用  
(改正後の計算方法により仮  
徴収が行われるのは、平成29  
年度からです)。  
■適用時期 10月1日以後に  
実施する特別徴収から適用  
(改正後の計算方法により仮  
徴収が行われるのは、平成29  
年度からです)。  
■適用時期 10月1日以後に  
実施する特別徴収から適用  
(改正後の計算方法により仮  
徴収が行われるのは、平成29  
年度からです)。

### 公的年金からの特別徴収税額の計算方法

徴収月	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成28年度まで	前年度の2月の徴収額と同額を各徴収月に徴収			(年税額－仮徴収額)÷3を各徴収月に徴収		
平成29年度から	前年度の年税額÷6を各徴収月に徴収			(年税額－仮徴収額)÷3を各徴収月に徴収		